

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

別記様式第4号

会議等結果報告書			
会議区分	会 議 ・ 打合せ ・ 協 議	文書番号	175
		決裁期日	平成21年9月30日
名 称	上富良野町協働のまちづくり推進準備委員会（第7回）		
日 時	平成21年9月29日（火） 午後7時00分～午後9時40分		
場 所	役場3階第2室		
出席者	委員12人 町民生活課長、事務局2人 合計15名		

内 容

[進行：町民生活課長]

あいさつ

丸田会長： お仕事にお疲れのところ出席にお礼申し上げます。インフルエンザが流行っており、体調管理を行われたい。本日は25条から40条まで進めていきたいので協力をお願いします。

町民生活課長から、欠席連絡のあった委員について報告。

議題

1 上富良野町自治基本条例についての研修

< 25条「情報の収集と管理」に関する意見要旨 >

・意見なし

< 26条「説明責任」に関する意見要旨 >

丸田会長： 日常の業務において、窓口での説明はできているのではないかと。町民も理解されていると思う。

三島委員： 日の出公園の問題について、パブリックコメントなどで町民の声を聞くとしているが、どうなったのか。

町民生活課長： 広報紙を通じてお知らせしている。パブコメした案件は広報誌にその意見などを掲載している。事務事業は300ほどあり、すべての企画立案に町民の参加は難しいので、主要事業に参加していただき意見を欲しい。

< 27条「個人情報の保護」に関する意見要旨 >

・意見なし

<28条「参画と協働」に関する意見要旨>

三島委員： 中茶屋の企画に参加してきたが、その後の運営の話し合いには参加できなかったことから、実際の運営で不便な面もある。もっと時間をかけて話し合いが必要と感じた。

岩田委員： 条文を書くだけでなく、実際に参画する仕組みが必要。中茶屋に関しては、地域に話がなかったと聞く。町と商工会の関係も含めて、情報が共有されていないと思う。

久我委員： 町と商工会の言い分が違い、話し合いが大切と思う。

丸田会長： 東明会館の建て替えに当たっては、役場の設計は、高齢者も多く使うのにガス使用だったり、バリアフリーを考えていなかったりした。住民会で要望して意見が反映された。

利用しやすい環境もあって、多くの方が利用している。

松浦委員： 話し合いの接点を作っていくことが大切。利用する方の声が反映されることが良いと思う。

町民生活課長： 第5次総合計画、地域福祉計画にも「協働」が出てくる。これから作成する指針には協働していくための項目がテーマになると考える。

<29条「政策決定過程への参画」に関する意見要旨>

三島委員： 町が行っているまちづくりトークでは、参加者が少なく説明員の方が多いときもあった。

丸田委員： 遠くの会場に出向くことは大変。身近な会場であれば参加しやすいと思う。参加する側には恥ずかしいという気持ちもある。

三島委員： 町民には役場と議会にお任せの意識もあると思う。声を出すとそこに加わることが求められるので、参加しないという人もいるのではないか。

佐川委員： 昨年の説明会には結構の人が来ていた印象がある。

町民生活課長： 自治基本条例の説明にあたっては、フルメニューで公聴を行ってきた。また、住民会には参加の割り当てまでさせていただいた。

久我委員： 回覧版で案内しても人は集まらないので、声かけが大切と思う。開催するタイミングも相手の会議に合わせるなど必要。

石田委員： ごみの有料化には多くの方が参加していた。住民会等の行事に合わせて開催するなどのテクニックが求められる。利用者の声を生かすには、日ごろから職員がアンテナを張るなど、公聴能力が求められる。また、その職員の意見が政策に生かされる仕組みになっていることもある。何でもまちづくりトークを開催するというのではなく、その事業に合わせた効果的な手法を取り入れることが大切と思う。

三島委員： 町民に関心を持ってもらう仕組みが必要。

松浦委員： 案内の仕方は親切すぎてもダメで、相手に関心を持たせることが必要。

岩田委員： 自治基本条例の公聴活動は、意見を聞くという場になっていたかどうか。40条のボリュームを2時間程度で説明し意見を聞くというのは無理だと思う。職員が分かれて意見を聴くなど、細かく地域に入ることが必要。聞いた意見の審議経過を明らかにして相手に伝えていくことも必要と思う。町と住民会との懇談会が中止となって、役場と住民会の接点が少なくなったと思う。

町民生活課長： 参加者が少なく説明員が多かった会場もあり、今のような形に変えてきている。自治基本条例の説明では、多くの地域に入ることは職員のコストの問題もあり、効率よく開催する手法をとってきた。住民への公聴については、議員、住民会の協力も必要と感じる。協働を進めていくうえで、職員の意識改革が必要と考えている。

三島委員： 相手を変えるのではなく、自らが変わることが大切。

<30条「審議会等への参画」に関する意見要旨>

松浦委員： 公募に年齢制限はあるのか、また、重複し任命されている方の状況は。幅広い方の参加を促すべきと思う。

町民生活課長： 年齢は70歳を基準にしている。重複の任命は原則禁止としているが、学識者や充て職の方もいるので重複はある。

松浦委員： 団体からの推薦に関して、重複している場合は相手方に差し戻すことも考えてはどうか。

石田委員： 重複しないよう団体に依頼した例もあり、そのように取り扱いしている。

<31条「コミュニティ」に関する意見要旨>

本田委員： 住民会の老人会を中心に花壇整備など取り組まれており、先に道路の雑木伐採を行い、住民の参加のきっかけになっていると思う。

丸田会長： 活動するきっかけが必要と思う。地域の見守り活動は退職した年金生活の方を中心に行っており、キャンプ場へつながる東2線道路の花壇整備など、活動に参加するきっかけづくりを行っている。今後、役場から公園管理の話し合いが予定されているが、地域が取り組むことでコミュニティづくりになると思う。

松浦委員： 活動を進めていくには地域のリーダーが大切。地域で活躍している人を育てていくことが必要。

持安委員： いろんな方が地域で活躍されている。地域福祉計画の実践に向けて、地域で取り組んでいる事例を整理することを考えており、それらが気付きにつながると思う。西富住民会では、福社会議で提案した小地域ネットワーク活動の一つとして、災害時の要援護者マップにつながる安全マップ作りに取り組むこととしている。

佐川委員： その地図作製はディグと呼ばれる手法。議会でも提案していたもので、取り組みが進んでいることは良いと思う。独居世帯などの救急時の対策として、その方の状況を冷蔵庫に保管する取り組みが釧路市などで取り組まれている。

持安委員： 社会福祉協議会においても、そのような事例を紹介してきている。個人情報の問題もあって、個々の情報の管理は難しいが、何かあった場合は隣近所の関係が大切になってくるのではないかと。

自治推進班主幹： 先に開催した上川管内町内会自治会の研修会で他市町村にも紹介した。

本田委員： 私の住民会は回覧し紹介してきている。

<32条「コミュニティ」に関する意見要旨>

丸田会長： 住民会に対する交付金は、制度改正から3年たち、理解もされ定着してきているのではないかと。私の地域も住民会内で話し合い用途を決定してきている。交付金の総額は確保されるようお願いしたい。

<33条、34条「防災の役割、活火山十勝岳」に関する意見要旨>

丸田会長： 25住民会すべてが防災マップ作りなど、自主防災の取り組みを行うことは難しいと思うが、泥流被害の対象地域は作成されているべきと思う。有珠山など他の自治体の取り組みはどうか。

町民生活課長： 避難区域の名簿はあるが、マップにはなっていない。

丸田会長： 地域で高齢者の情報はある程度分かるが、障害者の情報はつかめない。

町民生活課長： 障害者の情報は福祉担当にはあるが、防災担当の総務とは共有していない。有事の際には公表し対応することになるが、緊急時には地域の取り組みが大切になる。

丸田会長： どこかで情報を開示していかなければマップ作りは進まないと思う。

持安委員： 情報を公開する有事の基準はあるのか、情報を取り扱う境界が分からず苦慮している。防災訓練に情報は示されないのか。

町民生活課長： 障害者に関する情報を開示することは難しい。町内会等の名簿作りの延長として災害時の名簿作りに取り組めないか。災害時の手助けは隣近所になり、その情報を得ることも日ごろのお付き合いと思う。

岩田委員： 行政が持ち得る情報に基づき相手に開示の同意を得ることも一つと思う。

町民生活課長： 行政から一方的に情報を提供するのではなく、地域の自主防災組織の取り組みに連動して進めていくことが重要と思う。

持安委員： 社会福祉協議会で進めている地域の作業に対して協力をお願いしたい。

丸田委員： 民生委員の調査活動にも難しさがある。

<35条、36条「町民投票」に関する意見要旨>

・意見なし。

<37条、38条「交流と連携」に関する意見要旨>

・意見なし。

<39条「最高規範性」に関する意見要旨>

・意見なし。

<40条「条例の見直し」に関する意見要旨>

町民生活課長： この条項に基づき条例の検証を行う機関の設置を考えている。行政、議会の取り組みを検証する機関になることから町民だけの組織をイメージしている。

佐川委員： 指針には町民の行動を支援する内容に重きを置くのか、お互いの役割分担を明確にすることとするのか。

町民生活課長： この条例はこれからのまちづくりの道しるべになるもの。理想のまちづくりに向けて、皆が協力努力していく内容が含まれていくものと思う。

佐川委員： 町民が活かしていけるような手法をこの指針に含めていくことが必要と思う。

町民生活課長： 具体の行動を指針に盛り込んでいただきたいと思う。町民がどういう行動をしたらよいのかを示すものになったら良いと思う。参加いただいた委員が所属する組織の考えも指針に活かしていただきたい。今後は重要なテーマをもとに議論いただき、課題の解決手法を導きだしていきたいと思う。

2 その他

事務局： 次回は、10月14日水曜日、午後7時からとする。その次は10月28日を予定していく。11月から開始時刻は午後6時を予定していく。

丸田会長： 40条まで研修が済み、本日の会議はここで閉じていく。

閉 会

[会議終了 : 21 時 40 分]